

平成 26 年度第1回三重県社会福祉審議会 事項書

日時：平成 26 年 7 月 29 日（火）13:30～15:30

場所：三重県勤労者福祉会館 6 階研修室

1 開会

- ・委員及び事務局から自己紹介
- ・「三重県社会福祉審議会」について
- ・委員長選出

資料 1

2 議題

審議事項

- （1）「三重県民生委員定数条例」の制定について 資料 2

- （2）「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」
の制定について 資料 3

- （3）「三重県社会福祉審議会要綱」の改正について 資料 4

報告事項

- （1）子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた取組について 資料 5

- （2）障害者優先調達推進法に基づく平成 25 年度調達実績と平成 26 年度調達方針に
について 資料 6

- （3）平成 26 年度 健康福祉部の主要事業（抜粋）について 資料 7

- （4）健康福祉部所管の計画改定等の予定について 資料 8

3 その他

4 閉会

平成26年度第1回三重県社会福祉審議会 委員名簿及び出欠表

○委員

(敬称略、五十音順)

氏名	職名	出欠
あつみ ひでと 渥美 秀人	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長	○
いむら まさかつ 井村 正勝	三重県社会福祉協議会 会長	○
うまおか しん 馬岡 晋	三重県医師会 理事	○
おかざき 岡崎 みどり	三重県保育協議会 副会長	×
かたやま まさひろ 片山 真洋	三重弁護士会	○
きだ くす いち 木田 久主一	三重県市長会 副会長	×
きのした みさこ 木下 美佐子	ユニバーサルデザインのまちづくりの会	○
くる はら すすむ 久留原 進	三重県老人クラブ連合会 会長	○
さとう 佐藤 ゆかり	公募委員	○
つちもり ひろかず 土森 弘和	三重県労働者福祉協議会 理事長	○
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学生活科学科 教授	○
なかの よしみ 中野 喜美	三重県自閉症協会 会長	○
にしだ けん 西田 健	三重県町村会 副会長	×
はまい はつお 濱井 初男	三重県議会健康福祉病院常任委員会 委員長	○
ひらまつ としのり 平松 俊範	みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長	○
ふじい みつてる 藤井 光照	三重県小中学校校長会	○
ふじた せつ子 藤田 せつ子	三重県看護協会 会長	○
みなみで みつあき 南出 光章	公募委員	○
みやもと よしひろ 宮本 佳宥	三重県民生委員児童委員協議会 会長	○
みやざき こ 宮崎 つた子	三重県立看護大学 教授	○

○事務局

氏名	職名
きたおか ひろゆき 北岡 寛之	健康福祉部長
さいじょうしようじ 西城 昭二	健康福祉部子ども・家庭局長
いど ばた まさゆき 井戸畑 真之	健康福祉部副部長
みやがわかすお 宮川 一夫	健康福祉部次長(福祉政策担当)
くりはら まさあき 栗原 正明	健康福祉部子ども・家庭局次長
さかみ まさと 坂三 雅人	健康福祉部健康福祉総務課長
やまおか かつし 山岡 勝志	健康福祉部地域福祉課長
ながさき あきら 長崎 晃	健康福祉部長寿介護課長
もりした ひろや 森下 宏也	健康福祉部障がい福祉課長
ふじかわ かずしげ 藤川 和重	健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課長
なかざわ かずや 中澤 和哉	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課長
にわ たけし 丹羽 健	健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT担当課長
わたなべ かずひろ 渡邊 和洋	健康福祉部健康福祉総務課課長補佐兼班長
こばやし ひろし 小林 裕司	健康福祉部健康福祉総務課企画調整班主事

平成26年度第1回三重県社会福祉審議会 配席図

平成26年7月29日(火) 三重県勤労者福祉会館6階 研修室

入り口

窓

報道
関係者席

傍聴席

長友委員

委員長

● 中野委員	● 土森委員
● 濱井委員	● 佐藤委員
● 平松委員	● 久留原委員
● 藤井委員	● 木下委員
● 藤田委員	● 片山委員
● 南出委員	● 馬岡委員
● 宮本委員	● 井村委員
● 宮崎委員	● 渥美委員

<事務局>

入り口

窓

栗原次長 西城局長 北岡部長 井戸畠副部長

中澤課長 藤川課長 坂三課長 宮川次長 山岡課長 長崎課長

渡邊班長 丹羽課長 森下課長

資料 1

「三重県社会福祉審議会」について

○設置根拠：社会福祉法第 7 条

○審議内容：社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）

※社会福祉法第 12 条及び三重県社会福祉審議会条例第 2 条に基づき、

「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。

○設置年月日：昭和 39 年 4 月 1 日

○現委員の任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

○委員構成：20 名

社会福祉法第 8 条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命

○委員長：委員の互選により選出

○分科会及び部会：別表を参照

○事務局：健康福祉総務課

平成 25 年度開催状況

○第 1 回（平成 25 年 5 月 8 日）

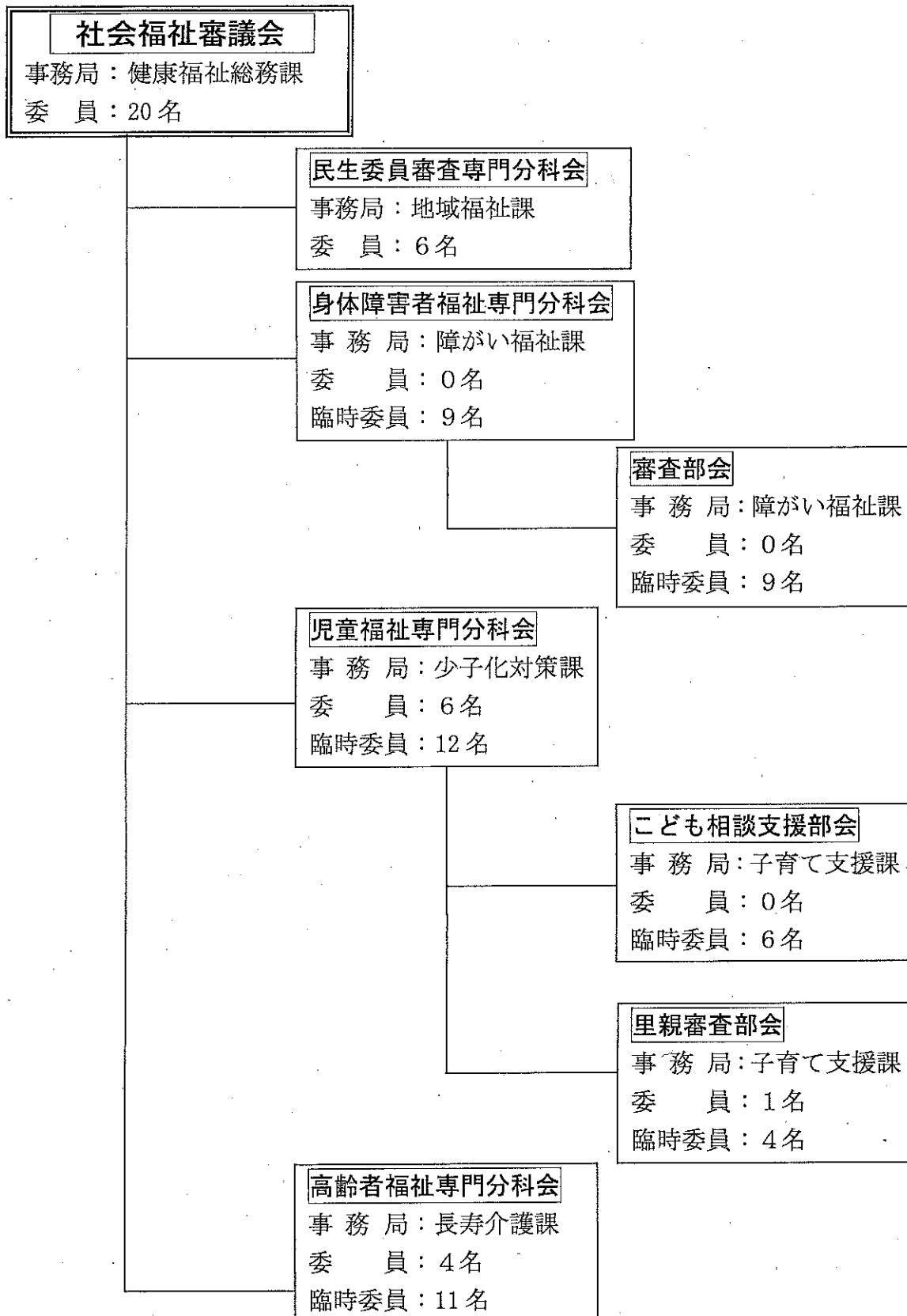
- ・平成 25 年度当初予算のポイントについて
- ・「三重おもいやり駐車場利用証制度」導入後の状況について
- ・平成 24 年度に発生した児童虐待死亡事例（桑名市事例）の検証とその対応について
- ・第 7 回「子育て応援！わくわくフェスタ」実施結果について
- ・審議会・専門分科会・部会の構成と平成 24 年度の審議結果について

○第 2 回（平成 26 年 2 月 3 日）

- ・「三重県新地震・津波対策行動計画」における災害時要援護者対策について
- ・民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の一斉改選について
- ・新たな生活困窮者自立支援制度について
- ・「三重おもいやり駐車場利用証制度」の導入後の状況について
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第 4 次改定版（中間案）について
- ・平成 24 年度に発生した児童虐待死亡事例（四日市市事例）の検証とその対応について

別表

三重県社会福祉審議会 組織構成図(平成 26 年7月 29 日現在)



平成 25 年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について

三重県社会福祉審議会

民生委員審査専門分科会 1回開催

平成 25 年 12 月 1 日の一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者（3,677 人）の審査を実施しました。

身体障害者福祉専門分科会

開催しませんでした。

審査部会

身体障害者福祉法等に基づく審査を行いました。

- ・ 身体障害者手帳に関する程度の審査 249 件（26 回）
 - ・ 指定医師の指定に関する審査 47 件（6 回）
- ※（ ）は部会開催回数

児童福祉専門分科会 2回開催

三重県の少子化対策や社会的養護等について議論を行いました。

こども相談支援部会 11回開催

児童福祉法に基づき、児童養護施設等への委託や一時保護の延長等の事案について審議を行いました。

- ・ 審議件数 25 件

里親審査部会 3回開催

児童福祉法に基づき、里親申込者を認定するにあたり審査を行いました。

- ・ 認定件数：養育里親 10 組、養子縁組希望里親 11 組、親族里親 2 組、専門里親 2 組

高齢者福祉専門分科会 1回開催

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の進捗状況について議論を行いました。

資料2

「三重県民生委員定数条例」の制定について

1 制定理由

国の地方分権改革の推進により「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布されたことに伴い、「民生委員法」が平成25年6月に改正され、民生委員の定数について都道府県等の条例で定めることになりました。

2 条例制定の手順

あらかじめ、市町の意見を聴き、国が定める基準を参照して定めます。

3 国の参照基準

（1）民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

（2）主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

4 制定のスケジュール

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 平成26年2月、5月 | 市町への意見聴取 |
| 6月 | 三重県民生委員児童委員協議会への説明
条例の制定について県議会で説明 |
| 7月 | 三重県社会福祉審議会で審議 |
| 8月 | パブリックコメントの実施 |
| 10月 | 最終案を県議会で説明 |
| 11月 | 議案提案 |
| 12月～平成27年2月 | 関係機関等へ条例内容の周知 |
| 平成27年4月 | 条例施行 |

(参考) 市町から意見聴取した結果の民生委員定数

(平成 26 年 5 月 31 日現在)

市町名	民生委員	主任児童委員	計
津市	556	44	600
四日市市	538	54	592
伊勢市	274	28	302
松阪市	353	27	380
桑名市	230	24	254
鈴鹿市	329	33	362
名張市	166	16	182
尾鷲市	56	3	59
亀山市	89	9	98
鳥羽市	53	3	56
熊野市	78	4	82
いなべ市	93	8	101
志摩市	129	11	140
伊賀市	272	28	300
木曽岬町	11	2	13
東員町	48	4	52
菰野町	71	5	76
朝日町	15	2	17
川越町	24	2	26
多気町	38	2	40
明和町	48	3	51
大台町	47	3	50
玉城町	33	2	35
度会町	22	2	24
大紀町	39	2	41
南伊勢町	56	3	59
紀北町	66	4	70
御浜町	30	2	32
紀宝町	38	3	41
合 計	3, 802	333	4, 135

資料 3

「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

1 制定理由

国の地方分権改革の推進により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が公布されたことに伴い、平成25年6月に「介護保険法」の一部が見直され、これまで、国の法令に規定されていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を都道府県等の条例で定めることになりました。

2 条例の内容

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、厚生労働大臣の定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」に基づき、別表のとおり条例で定めます。

3 本県の考え方

東日本大震災の教訓をふまえ、基準省令には規定のない非常災害発生時の安全確保のための計画作成を努力義務として規定します。

その他については、本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、当該省令に規定する内容を本県の基準とします。

4 制定のスケジュール

平成26年3月	県介護支援専門員協会への説明
6月	条例の制定について県議会で説明
7月	三重県社会福祉審議会で審議
8月	パブリックコメントの実施
10月	最終案を県議会で説明
11月	議案提案
12月～平成27年2月	関係機関等へ条例内容の周知
平成27年4月	条例施行

別表

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号)		条例委任する場合の 基準設定の類型
第一章 基本方針		参酌すべき基準
第一条 基本方針		参酌すべき基準
第二章 人員に関する基準		従うべき基準
第二条 従業員の員数		従うべき基準
第三条 管理者		従うべき基準
第三章 運営に関する基準		
第四条 内容及び手続の説明及び同意		従うべき基準
第五条 提供拒否の禁止		従うべき基準
第六条 サービス提供困難時の対応		参酌すべき基準
第七条 受給資格等の確認		参酌すべき基準
第八条 要介護認定の申請に係る援助		参酌すべき基準
第九条 身分を証する書類の携行		参酌すべき基準
第十条 利用料等の受領		参酌すべき基準
第十二条 保険給付の請求のための証明書の交付		参酌すべき基準
第十三条 指定居宅介護支援の基本取扱方針		参酌すべき基準
第十四条 法定代理受領サービスに係る報告		参酌すべき基準
第十五条 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付		参酌すべき基準
第十六条 利用者に関する市町村への通知		参酌すべき基準
第十七条 管理者の責務		参酌すべき基準
第十八条 運営規程		参酌すべき基準
第十九条 勤務体制の確保		参酌すべき基準
(非常災害対策)		(県独自規定)
第二十条 設備及び備品等		参酌すべき基準
第二十一条 従業者の健康管理		参酌すべき基準
第二十二条 揭示		参酌すべき基準
第二十三条 秘密保持		従うべき基準
第二十四条 広告		参酌すべき基準
第二十五条 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等		参酌すべき基準
第二十六条 苦情処理		参酌すべき基準
第二十七条 事故発生時の対応		従うべき基準
第二十八条 会計の区分		参酌すべき基準
第二十九条 記録の整備		参酌すべき基準
第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準		
第三十条 準用		参酌すべき基準

資料4

「三重県社会福祉審議会要綱」の改正について

1 三重県社会福祉審議会要綱改正案

現行	改正案
(組織) 第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。 2 専門分科会(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。)第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。)は20人以内(児童福祉専門分科会は25人以内)の委員又は臨時委員で構成する。 3~5 (略)	(組織) 第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。 2 専門分科会は20人以内の委員又は臨時委員で構成する。 3~5 (略) (附則) この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

2 改正理由

「第3次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」の施行により、民生委員審査専門分科会の定数の上限を10人とする政令の規定が削除されたことから、定数の上限を他の専門分科会と同じ20人とするものである。

また、児童福祉専門分科会についても、特段の事情等がないことから、定数の上限を他の専門分科会と同じとし、全ての専門分科会について定数の上限を20人と定めることとする。

(参考)

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

平成 25 年 6 月 14 日施行

旧	新
<p>(組織)</p> <p>第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p>

○社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）

平成 25 年 6 月 14 日施行

旧	新
<p>(民生委員審査専門分科会)</p> <p>第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は十人以内とする。<u>ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、三人を超えてはならない。</u></p>	<p>(民生委員審査専門分科会)</p> <p>第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。</p>

三重県社会福祉審議会要綱(改正案)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条及び三重県社会福祉審議会条例（平成12年三重県条例第5号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された三重県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、条例第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。
2 専門分科会は20人以内の委員又は臨時委員で構成する。
3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。
4 児童福祉専門分科会に子ども相談支援部会及び里親審査部会を置く。
5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。

(高齢者福祉専門分科会)

第2条の2 法第11条第2項の規定により、高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

(臨時委員の任期)

第2条の3 専門分科会又は部会に属する臨時委員の任期は3年とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。なお、この場合の期間は3年以内とする。

(審査部会長)

第3条 審査部会に、その部会に属する委員及び臨時委員の互選により審査部会長を置く。

(部会)

第3条の2 部会長は会務を掌理する。
2 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(議長)

第4条 審議会、専門分科会又は部会の会議の議長は、委員長、専門分科会長又は部会長とする。

(審議会の決議)

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は部会において審議した事項は、その決議をもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会又は部会において、審議会で調査審議するとされた事項についてはこの限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は三重県健康福祉部に置き、事務担当は別表のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めない審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年8月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年12月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

(別表)

- 1 審議会全体事務担当
健康福祉総務課
- 2 審議会及び民生委員審査専門分科会事務担当
地域福祉課
- 3 審議会及び身体障害者福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当
障がい福祉課
- 4 審議会及び児童福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当
少子化対策課、子育て支援課
- 5 審議会及び高齢者福祉専門分科会事務担当
長寿介護課

子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた取組について

1 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法(※1)」に基づくもので、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とするものです。

平成27年4月からの本格施行が予定されており、財源には、消費税引上げによる増収分の一部が充てられることとなっています。

(※1) 子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 新制度の概要

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として新たな幼保連携型認定こども園を創設するとともに、認可・指導監督の一本化など制度の改善が図られます。

② 保育の量的拡大・確保

- ・ 市町が策定する「子ども・子育て支援事業計画」および県が策定する「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、認定こども園や保育所、新設される地域型保育事業(※2)を組み合わせた計画的な整備が行われます。
- ・ 新制度では、別紙のとおり保育の必要性や年齢に応じて子どもを3つの区分で認定し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や地域型保育事業による給付を行います。
- ・ 保育所、公立幼稚園、認定こども園はすべて新制度に移行します。
- ・ 私立幼稚園は、新制度の幼稚園または認定こども園に移行するか、あるいは移行せず現行制度(私学助成)の幼稚園とするかを選択する必要があります。

(※2) 地域型保育事業

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、利用者支援事業など新たな事業の創設や放課後児童クラブ等の充実を図ります。

2 子ども・子育て支援事業支援計画

(1) 計画の策定

実施主体である各市町は、国的基本指針に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援について、「量の見込み」をたて、「確保方策」の検討を行って、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

県は、市町計画の数値を積み上げ、広域調整を勘案し、「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」と一体化した計画として、子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

(2) 計画の審議等

「子ども・子育て支援法」に基づき、平成25年6月に設置した「三重県子ども・子育て会議」において、当該計画の審議等を行います。

3 条例の改正

新たな幼保連携型認定こども園の認可を行うため、11月に関連する条例の改正を予定しています。

- ・子ども・子育て会議設置条例
- ・認定こども園の認定要件等に関する条例
- ・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 対応スケジュール

平成26年6月 国から県や市町が条例等で定める各種基準の提示

既存の施設を対象に新制度への移行に関する意向調査の実施

7月 第3回子ども・子育て会議の開催

9月 第4回子ども・子育て会議の開催

10月 条例改正案について県議会で説明

条例改正案についてパブリックコメントの実施

11月 条例改正議案提案

第5回子ども・子育て会議の開催

平成27年1月 認定こども園の認可事務の開始

2月 第6回子ども・子育て会議の開催

3月 県議会で説明

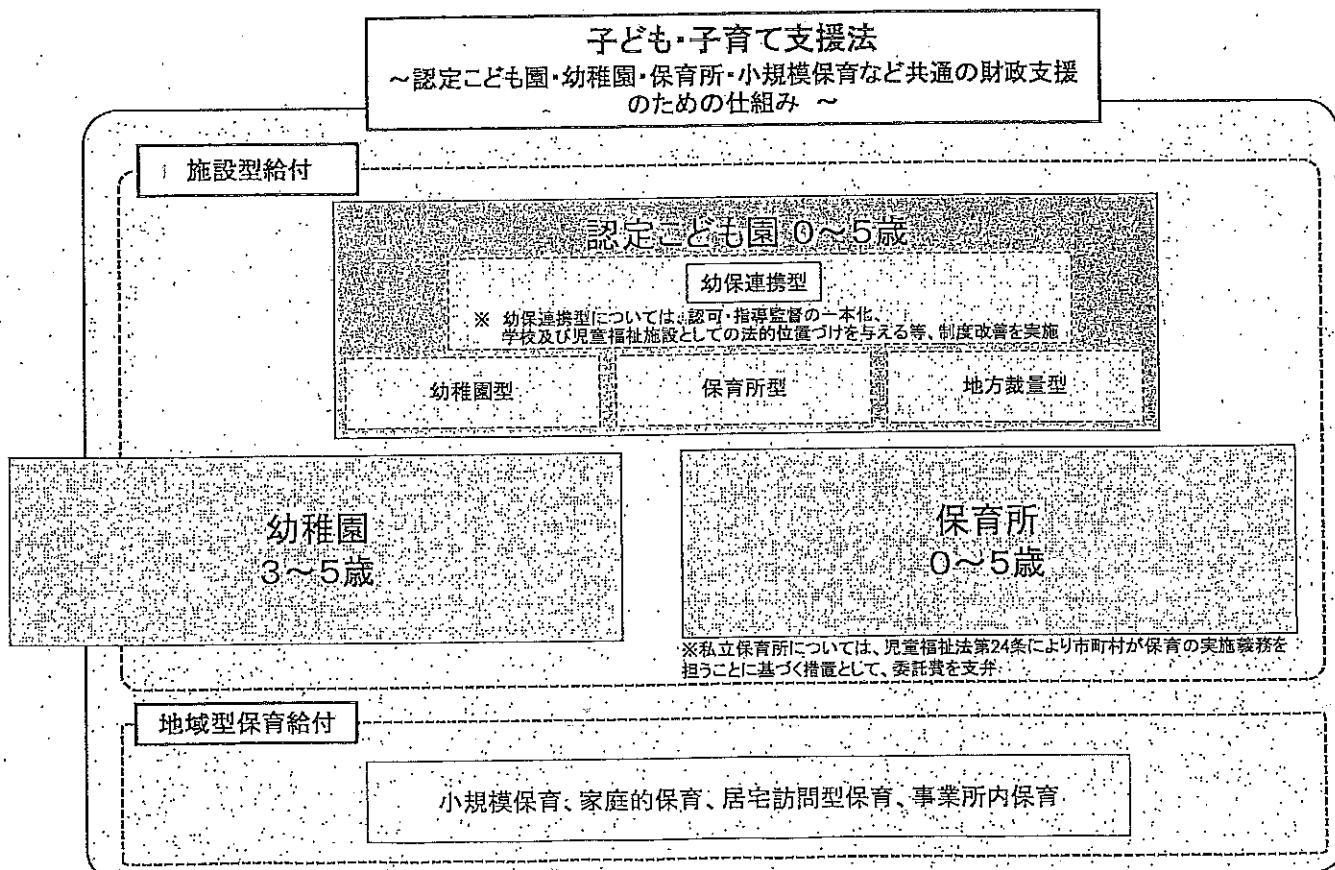
施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

別紙

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。



障害者優先調達推進法に基づく平成 25 年度調達実績と 平成 26 年度調達方針について

1 障害者優先調達推進法の概要について

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「法」といいます。）」は、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されています。

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。

- (1) 国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針を定める。
- (2) 地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- (3) 国及び独立行政法人は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。

2 平成 25 年度調達実績について

法の施行をふまえて、本県では、平成 25 年 8 月に、法に定める障害者就労施設等に加え、障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業を対象とした調達方針を定め、県の全機関において優先調達を実施しました。

その結果、平成 25 年度は、目標としていた 50,700 千円を上回る 78,189 千円の調達実績となりました。

平成 25 年度調達実績

	調達目標額	調達実績	実績／目標
障害者就労施設等	12,700 千円	30,586 千円	240.8%
障がい者雇用促進企業	38,000 千円	47,603 千円	125.3%
計	50,700 千円	78,189 千円	154.2%

3 平成 26 年度調達方針について

平成 26 年度の調達方針については、前年度の取組や、障がい者の新たな就労の場として社会的事業所が創業される予定であることなどをふまえ、次のとおり見直しを行いました。

(1) 調達目標

平成 26 年度予算をふまえて全所属で検討した調達目標に基づき、平成 25 年度を上回る 54,200 千円以上としました。

(2) 対象施設

障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業のほか、新たに優先調達の対象とする施設等として、社会的事業所を追加しました。

※添付資料：平成 26 年度三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針

社会的事業所とは

障がいのある人もない人も共に働く、一般就労や福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

一般就労には至らないものの、働く意欲を持つ障がい者が、地域で自立して生活するための基盤となる新たな就労の場として、平成 26 年度に県内 3ヶ所で開設される予定です。

平成 26 年度 三重県 障害者就労施設等及び障がい者

雇用促進企業等からの物品等の調達方針

平成 26 年 5 月

障がいのある人が自立した生活を送っていくうえで、就労によって経済的な生活基盤を確立することは重要な要素のひとつです。

そのためには、障がい者雇用を支援することに加え、障がい者が就労する事業所等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められています。

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「法」という。）」が施行され、地方公共団体等においては、障害者就労施設等から物品・役務（以下、「物品等」という。）の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務づけられました。

法の規定を踏まえ、三重県（以下、「県」という。）における障害者就労施設等への優先的な調達を一層推進するため、本方針を定めることとし、障がい者が「やりがい」と「責任」をもって働くことのできる社会の実現をめざします。

なお、県が従来から取り組んできた障がい者雇用に積極的な企業（以下、「障がい者雇用促進企業」という。）に対する優遇制度についても、障がい者の就労を促進するために必要な措置として、継続して取り組むこととします。

1 基本的な考え方

（1）障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等への発注拡大

県が物品等を調達する際は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づく随意契約の活用などにより、障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業等（以下、「対象施設等」という。）への発注の拡大に努めるものとします。

（2）公平性・競争性の確保

対象施設等への発注にあたっては、予算の適正な使用に留意するとともに、公平性・競争性の確保に努めるものとします。

（3）障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障がい者の就労を促進するためには、障害者就労施設等が発注者のニーズに即した物品等を提供できるよう、技術力と供給力を高めることも重要です。物品等の質の向上や情報発信など、受注拡大をめざした障害者就労施設等の取組を支援します。

2 実施機関

県の全機関（知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会事務局（県立学校を含む）、警察本部。以下、「各部局等」という。）において、本方針に基づく優先調達を実施します。

3 対象施設等

- (1) 障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等）
- (2) 障がい者雇用促進企業（障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業として、県に登録された事業所）
- (3) 社会的事業所（三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所）

4 対象物品等と調達目標

平成26年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種別	調達品目等	調達目標額	
		障害者就労施設等	障がい者雇用促進企業 及び社会的事業所
物品	①事務用品 ②食料品(パン・弁当・クッキー等) ③小物雑貨 ④その他の物品	3,200千円以上	300千円以上
役務	①印刷 ②清掃・施設管理 ③情報処理・テープ起こし ④その他のサービス・役務	17,100千円以上	33,600千円以上
小計		20,300千円以上	33,900千円以上
合計		54,200千円以上	

5 具体的な取組事項

(1) 年間見込みに基づく計画的な調達

各部局等においては、障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定や、規格や仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。

(2) 隨意契約の積極的な活用

障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約を積極的に活用し、多様な分野における優先的な調達を一層推進します。

(3) 受注体制の向上支援

受注体制のレベルアップに取り組む障害者就労施設等に対して、専門家派遣による技術的・経営的な助言・指導などを実施し、物品等の質の向上や、円滑な受注業務の遂行を支援します。

(4) 「共同受注窓口」の活用

発注する際の窓口として「共同受注窓口」を活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮します。

(5) 関係機関との連携

市町や自立支援協議会などの関係機関と連携し、地域性や各施設の個別課題を踏まえた、受・発注者間のマッチングに取り組むことにより、調達の拡大を図ります。

(6) 障がい者雇用促進企業への優遇措置の継続

県独自の取組として、障がい者雇用促進企業に対する優遇措置にも引き続き取り組みます。

(7) 社会的事業所からの優先調達

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」新しい職場形態である社会的事業所からの優先調達に取り組みます。

(8) 物品等情報の公表・活用

障害者就労施設等が公表する物品等に関する情報を積極的に活用するとともに、県においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、公表します。

(9) 実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況などを勘案して本方針の見直しを行います。

平成26年度 健康福祉部の主要事業(抜粋)について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県民の命と暮らしを守り、生きがいを支える健康福祉部では、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域の中で、年齢や性別、病気や心身の障がいの有無に関わりなく、支え合いながら、生きがいを持って、安全に安心して暮らせる社会の実現をめざすこととしています。

平成26年度三重県経営方針において重点テーマとされている少子化対策の推進に取り組むほか、障がい者の自立と共生社会づくり、高齢者福祉の充実と支えあいの福祉社会づくりなどに取り組みます。

2 主な重点項目

（1）少子化対策～みえ出逢いたい・産みたい・育てたいスイッチ～

予算額	5,180,366 千円
(※H25年度2月補正含みベース)	5,217,760 千円)

「子ども・思春期」、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」のライフステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズ等について、「地方目線」、「当事者目線」で整理し、「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」ように取り組み、「家族の絆づくり」、「不妊に悩む方への支援」などの取組を強化するほか、「産後ケア体制の整備」や「男性の育児参画」、「多様な主体による県民運動」などの新たにポイントとなる取組を加えて、切れ目のない支援を行います。

また、障がい児など支援を必要とする子どもへの対応や虐待防止にも取り組みます。

主な事業

《家族の絆づくり》

(新) ① 思春期ライフプラン教育事業	予算額	932 千円
(新) ② 思春期ライフプラン教育啓発事業	予算額	0 千円
	(※H25年度2月補正含みベース)	予算額 6,697 千円)
(新) ③ みえの出逢い支援事業	予算額	4,867 千円
	(※H25年度2月補正含みベース)	予算額 11,543 千円)
④ 家族の絆強化事業【緊急課題解決5】	予算額	7,824 千円

《安心して産み育てられる環境づくり》

(一部新) ⑤ 不妊相談・治療支援事業【緊急課題解決5】	予算額	433,513 千円
(新) ⑥ 少子化対策周産期医療支援事業【緊急課題解決3】	予算額	42,659 千円
(新) ⑦ NICU等長期入院児在宅移行支援事業【緊急課題解決3】	予算額	52,921 千円
(新) ⑧ 産後ケア事業	予算額	2,520 千円
(新) ⑨ 母子保健支援者育成事業	予算額	0 千円
	(※H25年度2月補正含みベース 予算額	4,000 千円)

《子育て支援策の推進》

⑩ 安心こども基金保育基盤整備事業	予算額	883,450 千円
⑪ 放課後児童対策事業費補助金【緊急課題解決5】	予算額	874,437 千円
⑫ 次世代育成支援特別保育推進事業補助金	(予算額	149,825 千円)
(新) ⑫のうち「低年齢児保育充実事業補助金分」	予算額	76,977 千円
(新) ⑫のうち「病児・病後児保育施設整備事業費補助金分」	予算額	6,179 千円
(一部新) ⑬ 保育士・保育所支援センター事業	予算額	3,786 千円
(新) ⑭ 男性の育児参画普及啓発事業	予算額	0 千円
	(※H25年度2月補正含みベース 予算額	5,425 千円)
(新) ⑮ 男性の育児参画推進事業	予算額	1,718 千円
⑯ 子ども医療費補助金【緊急課題解決5】	予算額	2,284,216 千円
(一部新) ⑰ 発達障がい児への支援事業【緊急課題解決6】	予算額	8,763 千円
⑱ こども心身発達医療センター(仮称)整備事業【緊急課題解決6】	予算額	229,733 千円

《子どもを守る取組の充実》

(一部新) ⑲ 児童虐待法の対応推進事業	予算額	36,046 千円
(一部新) ⑳ 若年層における児童虐待予防事業【緊急課題解決5】	予算額	4,332 千円
(一部新) ㉑ 家庭的養護体制充実支援事業【緊急課題解決1】【緊急課題解決5】	予算額	215,493 千円

《機運醸成など基盤づくり》

(新) ㉒ 少子化対策県民運動等推進事業	予算額	0 千円
	(※H25年度2月補正含みベース 予算額	5,670 千円)
(新) ㉓ みえの少子化対策を考えるフューチャーセンター事業	予算額	0 千円
	(※H25年度2月補正含みベース 予算額	3,000 千円)
(新) ㉔ 少子化対策市町創意工夫支援交付金	予算額	10,000 千円
(新) ㉕ 少子化対策総合ウェブサイト構築事業	予算額	0 千円
	(※H25年度2月補正含みベース 予算額	5,926 千円)

(2) 障がい者の自立と共生社会づくり

予算額 385,582 千円

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備に取り組みます。また、福祉事業所の工賃等の更なる向上のため、販路の開拓など共同受注窓口の一層の受注拡大に向けた取組を進めるとともに、障がい者の新たな就労の場として、社会的事業所の創業と安定的な運営に向けた支援を行います。

さらに、障がい者が地域で安心して生活できるよう、各障害保健福祉圏域に設置した総合的な相談支援センターを中心とした相談支援の実施のほか、障がい者スポーツの環境づくりなど社会参加の促進に取り組みます。

主な事業

① 障がい者の地域移行受け皿整備事業【緊急課題解決6】	予算額 121,679 千円
(一部新) ② 障がい者就労支援事業【緊急課題解決6】	予算額 31,495 千円
(一部新) ③ 人材育成支援事業	予算額 12,458 千円
④ 障がい者相談支援体制強化事業【緊急課題解決6】	予算額 169,626 千円
(一部新) ⑤ 精神障がい者保健福祉相談指導事業	予算額 36,178 千円
⑥ 障がい者スポーツ環境整備促進事業【新しい豊かさ協創2】	予算額 10,056 千円
⑦ 障がい者の持つ県民力を発揮する事業【新しい豊かさ協創5】	予算額 4,090 千円

(3) 高齢者福祉の充実と支え合いの福祉社会づくり

予算額 3,048,820 千円

介護サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、特別養護老人ホーム等の施設整備を支援するとともに、介護予防を含めた地域包括ケアや高齢者の虐待防止を含めた認知症対策等に取り組みます。

また、判断能力に不安のある人たちの日常生活を支援する取組を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けて体制整備を進めます。さらに、福祉人材の確保・育成を図るとともに、だれもが自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

主な事業

《高齢者福祉の充実》

① 介護サービス基盤整備補助金	予算額 1,377,413 千円
② 介護基盤緊急整備等特別対策事業	予算額 779,216 千円
③ 施設開設準備経費助成等特別対策事業	予算額 263,960 千円
④ 地域包括ケア推進・支援事業	予算額 4,099 千円
⑤ 認知症対策研修・支援事業	予算額 40,362 千円

《支え合いの福祉社会づくり》

⑥ 日常生活自立支援事業	予算額 140,935 千円
(新) ⑦ 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業	予算額 262,002 千円
⑧ 福祉人材センター運営事業【緊急課題解決4】	予算額 41,452 千円
⑨ 福祉・介護人材確保緊急支援事業	予算額 28,136 千円
⑩ 三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業【新しい豊かさ協創5】	予算額 3,022 千円
⑪ 地域公共交通バリア解消促進事業	予算額 108,223 千円

少子化対策

～み元出逢いたい・産みたい・育てたいスイッチ～

「子ども、「思春期」、「妊娠・出産」、「妊娠・出産」、「子育て」のライフステージごとに、「働き方」も含めた課題と現場のニーズ等について、「地方目線」、「当事者目線」にて整理し、「結婚したい人が結婚でき、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」ように取り組み、「家族の絆づくり」、「不妊に悩む方への支援」などの取組を強化するほか、「産後ケア体制の整備」や「男性の育児参画」、「多様な主体による県民運動」などの新たにポイントとなる取組を加えて、切れ目のない支援を行います。
また、障がい児など支援を必要とする子どもへの対応や児童虐待防止にも取り組みます。

家族の絆づくり

(新)①思春期ライフプラン教育事業 予算額932千円
(新)②思春期ライフプラン教育啓発事業 予算額0千円

(※H25年度2月補正含みベース予算額6,697千円)
思春期から自身の生き方にについて考えられるよう、医学的な妊娠、出産の適齢期や母体への影響、不妊等の知識も含めたライフプラン教育を実施します。

(新)③みえの出逢い支援事業 予算額4,867千円

(※H25年度2月補正含みベース予算額11,543千円)
結婚を望む人を支援するための情報提供や市町が実施する出逢い応援事業へのアドバイザー派遣等の支援を行います。

安心して産み育てられる環境づくり

(一部新)⑤不妊相談・治療支援事業【緊急課題解決5】 予算額433,513千円
国の制度改正に合わせ、特定不妊治療費用の助成を行います。平成26年度から、男性不妊治療費への上乗せ助成や2人目以降の助成回数の追加、不育症治療費用の助成制度を創設します。

(新)⑥少子化対策周産期医療支援事業【緊急課題解決3】 予算額42,659千円
安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの設備整備への支援を行うとともに、産科オーブンシステムを周産期母子医療センターに導入します。

(新)⑦NICU等長期入院児在宅移行支援事業【緊急課題解決3】
NICU等への長期入院児の退院を促進する体制の運営への支援や小児在宅医療を行うために必要な体制整備、人材育成等の取組を支援します。

予算額 5,180,366千円

* H25年度2月補正含みベース
(予算額 5,217,760千円)

子育て支援課	①②⑤⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑯⑰	224-2271
子どもの育ち推進課	③④⑪⑭⑮⑯⑰⑳	224-2404
地域医療推進課	⑥⑦	224-2326
医務国保課	⑯	224-2337



(4)家族の絆強化事業【緊急課題解決5】 予算額7,824千円
みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業・団体、みえの子育ちサポート一隊、市町等が参加した地域別懇談会を開催し、子どもの育ちや子育て家庭を支える取組を促進します。

妊娠婦のいる家族を支える取組

(新)⑧産後ケア事業 予算額2,520千円
産院退院直後で育児不安や孤立感が高まる時期の親が助産所等を利用した際にかかる経費の一部を補助する市町を支援します。

(新)⑨母子保健支援事業 予算額0千円
(※H25年度2月補正含みベース予算額4,000千円)
フィンランドのネウボラ(*)の取組を踏まえ、地域で妊娠婦や家族を支えるため、母子保健コーディネーター及び育児支援ヘルパーを養成します。

* フィンランドの地方自治体が設置するネウボラでは、妊娠期から就学前までの間、健診、保健指導、予防接種等のほか、妊娠期から子育て期を通じた相談、育児支援などを含めた両親・家族支援が行われています。

子育て支援策の推進

⑪安心こども基金保育基盤整備事業 予算額883,450千円

市町が行う計画的保育所等整備や保育士に対する研修を支援します。

⑫放課後児童対策事業費補助金【緊急課題解決5】 予算額874,437千円

子育てと仕事の両立支援を図るため、放課後児童クラブの設置や運営の補助を行います。

(一部新)⑬次世代育成支援特別保育推進事業補助金

(予算額 149,825千円)

内数(新)「低年齢児保育充実事業補助金分」 予算額 76,977千円

内数(新)「病児・病後児保育施設整備事業費補助金分」 予算額 6,179千円

低年齢児の年度途中入所に対応できるよう、民間保育所において年度当初から保育士加配を行う

市町に対して、必要な経費を補助します。

また、病児・病後児保育の施設整備に要する経費を補助します。

(一部新)⑭保育士・保育所支援センター事業 予算額3,786千円

保育士養成施設の学生向けガイダンスや、潜在保育士の求職意向調査と就職フェアの開催など保育士確保対策に取り組みます。

子どもを守る取組の充実

(一部新)⑯児童虐待法的対応推進事業 予算額36,046千円

児童相談所の法的対応、介入型支援の強化を図るとともに、継続支援のためのアセスメントツールの研究開発に取り組みます。

(一部新)⑰若年層における児童虐待予防事業【緊急課題解決5】 予算額4,332千円

「予期せぬ妊娠レスキューイヤル」の運営や、支長が必要な妊婦の早期発見及び継続的支援に取り組みます。

(一部新)⑱家庭的養護体制充実支援事業【緊急課題解決1】【緊急課題解決5】 予算額215,493千円

里親委託の推進や、児童養護施設の小規模化、児童家庭支援センターの設置促進、三重県家庭的養護推進計画への策定等に取り組みます。

機運醸成など基盤づくり

(新)⑲少子化対策県民運動等推進事業 予算額 0千円

(※H25年度2月補正含みベース予算額5,670千円)

多様な主体による県民運動で少子化対策に取り組む機運の醸成を図ります。

(新)⑳みえの少子化対策を考えるフューチャーセンター事業

予算額0千円(※H25年度2月補正含みベース予算額3,000千円)

少子化対策のための新たなアイデアを多様な視点から考える交流の場を創設します。

(新)⑪男性の育児参画普及啓発事業 予算額0千円

(※H25年度2月補正含みベース 予算額5,425千円)

(新)⑫男性の育児参画推進事業 予算額1,718千円

男性の育児参画の重要性について学ぶ「ファザーリング全国フォーラムinみえ」の開催やイクメンアドバイザーの養成など男性の育児参画の普及に取り組みます。

(新)⑬子ども医療費補助金 【緊急課題解決5】 予算額2,284,216千円

市町が行う小学校6年生までの医療費を助成する事業を補助します。

(一部新)⑭発達障がい児への支援事業 【緊急課題解決6】

予算額8,763千円

市町における発達総合支援窓口の設置支援や専門人材の育成に取り組むとともに、「CLM(Check List in Mie: 発達チェックリスト)と個別の指導計画」の導入促進を図ります。

小学校の教員向けにCLMと個別の指導計画の研修をモデル的に実施します。

(新)⑮子ども心身発達医療センター(仮称)整備事業 【緊急課題解決6】

予算額229,733千円

三重県こども心身発達医療センター(仮称)の整備に向け、建築実施設計等を行います。

予算額10,000千円

(新)⑯少子化対策市町創意工夫支援交付金 予算額10,000千円

市町が創意工夫しながら取り組む少子化対策事業を支援します。

(新)⑰少子化対策総合ウェブサイト構築事業 予算額0千円

(※H25年度2月補正含みベース予算額5,926千円)

結婚・妊娠・出産から子育てに関する情報等をまとめたスマートフォン及びパソコン向けの総合情報サイトを構築します。

障がい者の自立と共生社会づくり

予算額 385,582千円 障がい福祉課 224-2274

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備に取り組みます。また、福祉事業所の工賃等の更高的な向上のため、販路の開拓など共同受注窓口の一層の受注拡大に向けた取組を進めるとともに、障がい者の新たな就労の場として、社会的事業所の創業と安定的な運営に向けた支援を行います。さらに、障がい者が地域で安心して生活できるよう、各障害保健福祉圏域に設置した総合的な相談支援センターを中心とした相談支援の環境づくりなど社会参加の促進に取り組みます。

地域移行の促進

①障がい者の地域移行受け皿整備事業【緊急課題解決6】

(一部新) 地域移行を受け皿整備事業 予算額 121,679千円
地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備に取り組みます。
また、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、加齢児の地域移行を推進するとともに、重度身体障がい者等が自立生活を体験する場を提供し、地域移行のステップアップに取り組みます。

就労支援

(一部新) ②障がい者就労支援事業【緊急課題解決6】

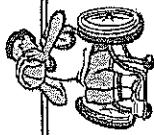
経営コンサルタントを活用した福祉事業所の経営改善等の取組を進めるとともに、共同受注窓口において、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行い、一層の受注拡大を進めます。また、社会的事業所の創業と安定的な運営に向けた支援を実施します。さらに施設を退所して一般就労した障がい者への支援に取り組みます。

相談支援

(一部新) ③人材育成支援事業 予算額 12,458千円
障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者、相談支援従事者等の研修に加え、新たに強度行動障がいを持つ障がい者の支援者を養成する研修を実施します。

(一部新) ④障がい者相談支援体制強化事業【緊急課題解決6】
予算額 169,626千円
県内全域を対象とした自閉症・発達障がい等、専門性の高い相談支援を行うとともに、障害保健福祉圏域毎に設置している総合相談支援センターで、障がい者とその家族の相談支援を実施します。

(一部新) ⑤精神障がい者保健福祉相談指導事業 予算額 36,178千円
医療中断や長期入院から退院し、病状が不安定な在宅の精神障がい者が、地域生活を維持できるよう、医療、保健、福祉サービスを包括的に提供する体制を継続するとともに、社会復帰の促進や自立と社会参加のための相談指導等を行います。
また、新たに三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に係る指定医療機関医師に対する研修等を実施します。



予算額 31,495千円
⑥障がい者スポーツ環境整備促進事業【新しい豊かさ協創2】
予算額 10,056千円
障がい者スポーツの普及と機会の充実を図り、あわせて障がい者の特性を理解した指導員を育成するなど、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりに取り組みます。

予算額 4,090千円
⑦障がい者の持つ県民力を発揮する事業【新しい豊かさ協創5】
予算額 4,090千円
障がい者の芸術・文化活動の活性化を図るため、多様な主体が連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催し、障がい者の自立と積極的な社会参加を推進します。



高齢者福祉の充実と支え合いの福祉社会づくり

予算額 3,048,820千円
長寿介護課 ①②③④⑤ 22
地域福祉課 ⑥⑦⑧⑨⑩⑪ 22

A black and white illustration showing a person's arm and head as they pour water from a large, round vessel into a smaller, rectangular container below.

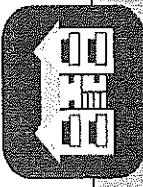
介護サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、特別養護老人ホーム等の施設整備を支援するとともに、介護予防を含めた地域包括ケアや高齢者の虐待防止を含めた虐待対策等に取り組みます。また、判断能力に不安のある人たちの日常生活を支援する取組を進めるとともに、生活困難者自立支援制度の円滑な実施に向けて体制整備を進めます。さらに、福祉人材の確保と育成を図るとともに、生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

施設の整備

- ①介護サービス基盤整備補助金 予算額 1,377,413千円
施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。

②介護基盤緊急整備等特別対策事業 予算額 779,216千円
小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の開設準備等にかかる経費を助成します。

③施設開設準備経費助成等特別対策事業 予算額 263,960千円
特別養護老人ホーム等の開設準備等に要する経費を助成します。



地圖：謠言對象

- ④地域包括ケア推進・支援事業 予算額 4,099千円**
地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの充実に向けた取組を支援します。また、市町における介護予防の効果的な取組を支援します。



支え合ひの福祉社会へ

高齢者福祉の充実

⑥日常生活自立支援事業	予算額 140,935千円 判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービスの利用援助等を行う県社会福祉協議会の活動を支援します。
(新)⑦生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業	予算額 262,002千円 生活困窮者自立支援法の施行に向けて、市町が先行的に実施するモデル事業を行なうことにより、新制度が円滑に実施できるよう必要な体制整備を進めます。

支え合いで制づくり

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 化特別対策事業 | 予算額 262,092千円 |
| 社会福祉協議会の活動を支援する者がいき者等の日常生活を支援する | 予算額 140,935千円 |

人材の確保・育成

- ⑧福祉人材センター運営事業【緊急課題解決4】予算額 41,452千円
福祉・介護職場にかかる求人・求職情報を集約し、無料職業紹介や福祉職場説明会の実施など、福祉・介護人材確保のための相談・支援を行います。

⑩ 三重おもいやり駐車場利用証制度開事業

- 【新じい・宣か・而劇】 「井伊　ヨシイ」
必要な方に利用証を交付するとともに、事業者等に「おもいやり駐車場」の登録について協力を依頼するほか、市町やユニバーサルデザイナードバイザーなど、さまざまな主体と連携して制度の普及啓発に取り組みます。

①地域公共交通バリア解消促進事業
鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化に対し支援します。

健康福祉部所管の計画改訂等の予定について

1 改訂を予定している計画とその概要等

(1) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画

○計画の趣旨：「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての県民が自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進することを目的に策定したものです。

○計画の概要：この計画は、ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化を踏まえ、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、県の取組の方向性と具体策を示し策定しています。

(計画期間：平成23年度から平成26年度までの4か年計画)

○次期計画期間：平成27年度から平成30年度までの4か年計画

○今後の予定：

平成26年9月 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会で中間案を審議

10月 中間案を県議会で説明

10月～11月 パブリックコメントの実施

11月 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会で最終案を審議

12月 最終案を県議会で説明

平成27年2月 県議会に議案提案

○計画を審議する機関：三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

(2) みえ高齢者元気・かがやきプラン

(三重県介護保険事業支援計画及び三重県高齢者福祉計画)

○計画の趣旨：介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に資するため、介護保険法の規定に基づき、国が示す「基本指針」に即し、かつ、老人福祉法に基づく老人福祉計画と一体のものとして策定したものです。

○計画の概要：計画は、高齢者への福祉サービス全般にかかる事項を対象とともに、介護保険給付の円滑な実施に関しては、保険者（市町）が策定する計画に基づき、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものであり、この計画に基づき「介護サービス基盤の整備」、「地域包括ケアの構築」、「認知症総合対策の推進」および「介護・福祉人材の安定的な確保」の4項目に重点的に取り組んでいます。

(計画期間：平成24年度から平成26年度までの3か年計画)

○次期計画期間：平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年計画

○今後の予定：

平成 26 年 8 月 市町等介護保険担当者会議の開催

9 月 骨子案を第 1 回三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議

10 月 保険料推計、サービス見込量等に係る市町等との意見交換
(第 1 回)

11 月 中間案を第 2 回三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議

12 月 保険料推計、サービス見込量等に係る市町等との意見交換
(第 2 回)

12 月 中間案を県議会で説明

平成 27 年 2 月 パブリックコメントの実施

2 月 最終案を第 3 回三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議

3 月 最終案を県議会で説明

○計画を審議する機関：三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

(3) みえ障がい者共生社会づくりプラン

○計画の趣旨：「障害者基本法」および「障害者総合支援法」に基づき、県の障がい者施策の基本的方向を定めることを目的に策定したものです。

○計画の概要：障害者基本法に定める「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）」、および障害者総合支援法に定める「市町障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援および生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（都道府県障害福祉計画）」として定めるものであり、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策等の方針を定めています。

(計画期間：平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年計画)

○次期計画期間：平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年計画（予定）

○今後の予定：

平成 26 年 9 月 第 1 回三重県障害者施策推進協議会で審議

11 月 中間案を第 2 回三重県障害者施策推進協議会で審議

12 月 中間案を県議会で説明

12 月～平成 27 年 1 月 パブリックコメントの実施

2 月 最終案を第 3 回三重県障害者施策推進協議会で審議

3 月 最終案を県議会で説明

○計画を審議する機関：三重県障害者施策推進協議会

(4) 健やか親子いきいきプランみえ

○計画の趣旨：国が国民運動として策定した「健やか親子21」をふまえ、県民運動を展開し地域の母子保健活動の推進を図ることを目的に策定したものです。

○計画の概要：「親と子が健やかに暮らせる地域社会づくり」を基本理念とし、妊娠・出産に関する課題、子どものこころとからだの発達に関する課題、小児保健医療体制に対する課題、思春期に関する課題を重点課題として、多様な主体による具体的な取組と達成すべき数値目標を定めています。

(計画期間：平成15年度から平成26年度までの12年間)

○次期計画期間：平成27年度から平成36年度までの10か年計画(予定)
(5年ごとに見直しを行います。)

○今後の予定：

平成26年8月 骨子案を第1回三重県医療審議会健やか親子推進部会で審議

10月 中間案を第2回三重県医療審議会健やか親子推進部会で審議

12月 中間案を県議会で説明

12月～平成27年1月 パブリックコメントの実施

1月 最終案を第3回三重県医療審議会健やか親子推進部会で審議

3月 最終案を県議会で説明

○計画を審議する機関：三重県医療審議会健やか親子推進部会

2 新規策定を予定している計画とその概要等

(1) 三重県家庭的養護推進計画（仮称）

○計画の趣旨：社会的養護について、原則として、里親等の家庭養護によることとし、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことが求められている中、国からの通知に基づき、各乳児院、児童養護施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、県内の家庭的養護の推進を図ることを目的として、「三重県家庭的養護推進計画」を策定します。

○計画の概要：乳児院、児童養護施設の小規模ケア化や地域分散化、及び家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めます。

○計画期間：平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 か年計画
(5 年ごとに見直しを行います。)

○今後の予定：

平成 26 年 8 月 計画の内容について検討する組織を設置

12 月 中間案を県議会で説明

平成 27 年 3 月 最終案を県議会で説明

○計画内容について協議する機関：平成 26 年 8 月に新たに設置する検討組織

(2) 三重県子ども・少子化対策計画（仮称）

○計画の趣旨：「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」という三重県の少子化対策のめざすべき姿や、「子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくり」をめざす「三重県子ども条例」の趣旨をふまえ、子どもや若者、少子化対策に係る現状と課題、施策の展開方向と具体的な取組案について、ライフステージごとに検討し、切れ目のない支援が可能となる計画を策定します。

○計画の概要：改定が必要となっている「第二期三重県次世代育成支援行動計画」、「第二期三重県ひとり親家庭等自立支援促進計画」及び、平成27年度からの本格施行に向けて策定が必要な「子ども・子育て支援事業支援計画」を一体化した少子化対策全般に関する県の中長期的な計画とします。

○計画期間：平成27年度から平成31年度までの5か年計画（予定）

○今後の予定：

平成26年9月 第4回三重県子ども・子育て会議で協議

10月 素案を県議会で説明

11月 中間案を第2回三重県少子化対策推進県民会議及び第5回三重県子ども・子育て会議において協議

12月 中間案を県議会で説明

平成27年1月 パブリックコメントの実施

2月 最終案を第3回三重県少子化対策推進県民会議及び第6回三重県子ども・子育て会議において協議

3月 最終案を県議会で説明

○計画内容について協議する機関：三重県子ども・子育て会議

三重県少子化対策推進県民会議

社会福祉審議会に係る根拠法令

社会福祉法（抜き）

第2章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抜き）

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

三重県社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

一部改正〔平成12年条例75号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項の社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

一部改正〔平成12年条例75号〕

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置く。

(委員長の職務を代理する委員)

第5条 審議会の委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（法第11条第1項の民生委員審査専門分科会を除く。以下の条において同じ。）に属させる委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故あるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成 12 年条例 75 号〕

(民生委員審査専門分科会)

- 第8条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第9条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会（令第3条第1項の審査部会を除く。以下この条において同じ。）を置くことができる。
- 2 部会に属させる委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

(非常勤)

- 第10条 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(庶務)

- 第11条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(三重県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

- 2 三重県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和 61 年三重県条例第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 10 月 13 日三重県条例第 75 号）

- この条例は、公布の日から施行する。

民生委員審査専門分科会

平成 26 年 7 月 29 日現在

事務局：地域福祉課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：井村正勝

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 1 項

審議内容：

市町民生委員推薦会により推薦された民生委員・児童委員候補者が、民生委員法及び三重県民生委員・児童委員選任要領に規定する適任者の要件に合致しているかを審査。

構成員名簿（委員 6 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
渥美 秀人	委員	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会 会長
木下 美佐子	委員	ユニバーサルデザインのまちづくりの会
西田 健	委員	三重県町村会 副会長
濱井 初男	委員	三重県議会健康福祉病院常任委員会 委員長
宮崎 つた子	委員	三重県立看護大学 教授

身体障害者福祉専門分科会

平成 26 年 7 月 29 日現在

事務局：障がい福祉課

任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（3 年間）

専門分科会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 1 項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員 9 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化器内科学）准教授
新保 秀人	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（胸部心臓血管外科学）教授
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（臨床心血管病解析学）寄附講座教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）講師
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部付属病院（輸血部）助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医師
毛利 靖彦	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）准教授

身体障害者福祉専門分科会審査部会

平成 26 年 7 月 29 日現在

事務局：障がい福祉課

任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（3 年間）

審査部会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第 3 条

審議内容：身体障害者手帳の指定医師の指定の審議

身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議

自立支援医療機関の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員 9 名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化器内科学）准教授
新保 秀人	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（胸部心臓血管外科学）教授
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（臨床心血管病解析学）寄附講座教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）講師
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部付属病院（輸血部）助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医師
毛利 靖彦	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）准教授

児童福祉専門分科会

平成 26 年 7 月 29 日現在

事務局：少子化対策課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選により選出

設置根拠：児童福祉法第 8 条第 1 項、社会福祉法第 12 条、

三重県社会福祉審議会条例第 2 条

審議内容：児童福祉に関する事項

構成員名簿（委員 6 名、臨時委員 12 名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
岡崎 みどり	委員	三重県保育協議会 副会長 (名張市子ども発達支援センター長)
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
中野 喜美	委員	三重県自閉症協会 会長
平松 俊範	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長 (平松産業株式会社代表取締役)
藤井 光照	委員	三重県小中学校校長会 (いなべ市立丹生川小学校校長)
宮本 佳宥	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
北野 好美	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会 会長
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
清水 將之	臨時委員	児童精神科医
田部 真樹子	臨時委員	NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター 理事長
西口 裕	臨時委員	小児科医
藤原 正範	臨時委員	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンター 代表
水野 潤子	臨時委員	高田短期大学子ども学科 講師
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）
渡部 晴美	臨時委員	三重県看護協会 常任理事

児童福祉専門分科会こども相談支援部会

平成 26 年 7 月 29 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

部会長：村瀬勝彦

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第 2 条第 4 項

審議内容：

- 児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- 児童虐待の防止等に関する法に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- 児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議
- 児童福祉法に基づき、親権を行う者又は未成年後見人の意に反して 2 か月を超えて一時保護を行うことの審議

構成員名簿（臨時委員 6 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
清水 將之	臨時委員	児童精神科医
西口 裕	臨時委員	小児科医
藤原 正範	臨時委員	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンター 代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）

児童福祉専門分科会里親審査部会

平成 26 年 7 月 29 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

部会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第 2 条第 4 項

審議内容：児童福祉法施行令第 29 条に基づく里親認定にあたっての意見

構成員名簿（委員 1 名、臨時委員 4 名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職	名
宮本 佳宥	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長	
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長	
久田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長	
西口 裕	臨時委員	小児科医	
水野 潤子	臨時委員	高田短期大学子ども学科 講師	

高齢者福祉専門分科会

平成 26 年 7 月 29 日現在

事務局：長寿介護課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 2 項、三重県社会福祉審議会要綱第 2 条の 2

審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員 4 名、臨時委員 11 名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
渥美 秀人	委員	鈴鹿市社会福祉協議会 事務局長
馬岡 晋	委員	三重県医師会 理事
久留原 進	委員	三重県老人クラブ連合会 会長
南出 光章	委員	公募委員
朝倉 敬博	臨時委員	三重県社会福祉協議会 事務局次長兼福祉研修人材部長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会 理事
下野 和子	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部 代表
高橋 恵美子	臨時委員	三重県介護支援専門員協会 会長
西元 幸雄	臨時委員	三重県老人福祉施設協会 会長
羽根 司人	臨時委員	三重県歯科医師会 常務理事
東 憲太郎	臨時委員	三重県老人保健施設協会 会長
三吉 由美子	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会 代表理事
森本 恵利子	臨時委員	三重県地域活動栄養士連絡協議会 会長
柳川 智子	臨時委員	三重県看護協会 専務理事
山路 克文	臨時委員	皇學館大学現代日本社会学部 教授

